

防犯ポスター等の作成に要した経費の助成金交付申請要綱

(目的)

第1条 犯罪や事故を防ぎ、安全・安心なまちづくりを構築するための施策の一環として、各地区防犯自治会（協会）等（以下、「各地区防犯自治会等」という。）が独自の防犯ポスター等を作成し、地域のコミュニティセンターや各自治会等で活用した場合に、その経費の一部を助成するもの。

(助成額及び限度額)

第2条 防犯ポスター等の作成に対する助成は、各申請者につき年1回とし、助成額は費用総額の半額とする。但し、その額に千円未満の端数が生じたときは、その額を切捨てるものとする。また、助成額の最高限度額は、3万円とする。

(助成金の申請)

第3条 各地区防犯自治会等が助成金を受けようとするときは、別記様式「防犯ポスターなど助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）により、滋賀県防犯協会まで申請するものとする。

(助成金の決定及び交付)

第4条 滋賀県防犯協会は、「助成金交付申請書」を受理したときは、その内容を審査したうえで、助成金を各地区防犯自治会等が指定する口座に振り込むものとする。

(申請期限)

第5条 助成金の申請期限は、毎年度3月20日までとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式

第 号
令和 年 月 日

公益社団法人 滋賀県防犯協会会長 宛

申請者
防犯自治会(協会)長 印
(担当者)

防犯ポスター等助成金交付申請書

次のとおり、助成金の交付を申請します。

記

1 申請金額

	円
--	---

2 振込先

金融機関名	銀行	支店
振込口座	普通・当座・その他 ()	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

- 注：1 助成対象物品（防犯ポスター等）には、ポスターのほか、ステッカー、シールを含むものとします。なお、防犯ポスター等には、必ず「公益社団法人滋賀県防犯協会」の名称を記載してください。
- 2 申請の際は、請求書・領収書（何れもコピー可）、対象物品の写真等の疎明資料を添付してください。
- 3 詳細については、申請書を提出するまでに当協会に問い合わせてください。